

第26号議案

中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(中間市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 中間市行政財産使用料条例（昭和61年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、許可」を「許可」に改める。

第3条中「の各号」を削り、同条ただし書中「年額とし」を「、年額とし」に改め、同条第1号中「、土地」を「土地」に改め、同条第2号中「、前号」を「前号」に、「及び」を「又は」に、「100分の108」を「100分の110」に改め、同条ただし書中「この場合」を削り、「額は四捨五入」を「端数が生じたときは、これを四捨五入」に改め、同条第3号中「の使用料の額が、前2号」を「で前2号」に、「場合、」を「ときの使用料の額は、」に改める。

第4条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条第1号中「その他公共団体」を「その他の公共的団体」に改め、同条第2号中「昭和51年条例第8号」を「昭和51年中間市条例第8号」に改め、同条第3号中「前各号に掲げる場合」を「前2号に掲げるもの」に改める。

第5条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「、公用」を「公用」に改め、同条第2号中「責」を「責め」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第1中「の別表」を「別表」に改め、同表備考(1)中「公衆電気通信法施行令別表の」を「電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の表中」に改める。

別表第2建物の項中「、貸付料と比較した」を「の貸付料と比較して」に改め、同表備考(1)中「100円と」を「、100円と」に改める。

(中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例（平成6年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」を「、次の表」に改める。

第3条第1項中「この」を削る。

第4条中「の各号の一に該当する」を「に掲げる」に改め、「行為は」の次に「、これを」を加え、同条第1号から第3号までの規定中「とき。」を「行為」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に、「使用を」を「広場の管理上」に、「とき。」を「行為」に改める。

第6条第1項中「別表」を「、別表」に改め、同条第2項中「前納」を「、前納」に改める。

第7条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「が自己」を削る。

第8条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条第4号中「他」を「ほか」に改める。

第9条中「破損」を「破損し、」に改める。

第10条中「、第12条及び第13条においても」を「から第13条までにおいて」に、「管理者は」を「管理は」に改める。

第11条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条本文中「還付」を「、還付」に改める。

第15条中「、その他」を「その他」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第16条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則」を「、規則」に改める。

別表中「第6条」の次に「、第13条」を加え、同表集会所(和室1部屋1時間当たり)の項使用料の欄中「430円」を「440円」に改め、同表備考1中「210円」を「220円」に改め、同表備考2中「別表」を「この表」に改める。

(中間市地域総合福祉会館設置条例の一部改正)

第3条 中間市地域総合福祉会館設置条例(平成13年中間市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削る。

第5条第1項中「付属」を「附属」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「きたす」を「来す」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に、「、使用」を「使用」に改める。

第7条第1項中「消費税額」を「消費税及び地方消費税に相当する額」に、「)は」を「。)は」に改め、同条第3項本文中「還付」を「、還付」に改める。

第8条中「主催又は」を「主催し、若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第9条の見出しを「(目的外使用等の禁止)」に改める。

第10条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「賠償」を「、賠償」に、「責」を「責め」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第12条第1項中「破損若しくは」を「破損し、又は」に、「その」を「、その」に改め、同項ただし書中「この限りでは」を「、この限りで」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に、「これ」を「、これ」に改める。

第13条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により」を削る。

別表中「別表」を「別表(第7条関係)」に改め、同表会議室1の項使用料の欄、同表会議室2の項使用料の欄、同表研修室1の項使用料の欄、同表研修室2の項使用料の欄、同表視聴覚室の項使用料の欄及び同表調理実習室の項使用料の欄中「610/時」を「620/時」に改め、同表舞台の項使用料の欄中「1,020/時」を「1,030/時」に改め、同表備考1中「1時間と」を「、1時間と」に改め、同表備考2中「ものとする」を削る。

(中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 中間市人権センター設置及び管理に関する条例(平成15年中間市条例第31号)の一

部を次のように改正する。

第3条中「次」を「、次」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条第1項中「、センター」を「センター」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

第6条第2項を削る。

第7条第1号中「もの」の次に「であるとき。」を加え、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第9条ただし書中「利用後」を「使用後に」に改める。

第10条本文中「返還」を「、返還」に改める。

第11条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第12条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項中「変更、取消」を「変更し、取り消し、」に改め、「又は」の次に「使用を」を加え、同条第2項中「、使用者」を「使用者」に、「その」を「、その」に改める。

第13条中「施設等」を「施設、設備等」に改める。

第14条中「破損」を「破損し、」に改める。

別表研修室の項中「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に改め、同表会議室の項中「250円」を「260円」に、「410円」を「420円」に改め、同表教養文化室の項中「250円」を「260円」に、「410円」を「420円」に改め、同表調理室の項中「350円」を「360円」に、「410円」を「420円」に改める。

（中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例（昭和55年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第30条の規定に基づき、」を削る。

第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「、家庭生活」を「及び家庭生活」に、「及び講習等」を「、講習等」に改め、同条第2号中「及びレクリエーション等」を「、レクリエーション等」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条中「、別表第2及び別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

第9条本文中「返還」を「、返還」に改め、同条ただし書中「1部」を「一部」に改める。

第12条第1項中「備品」を「備品等」に改め、同条第2項中「基く」を「基づく」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

室別使用料金表

区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		
			面積	収容人員	
軽運動室	440円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	
料理講習室	280円	440円	57平方メートル	約24人	
講習室	第1	280円	440円	57平方メートル	約36人
	第2	280円	440円	57平方メートル	約36人

別表第2（第7条関係）

スポーツ以外の軽運動室利用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円

備考 市民以外の者が使用するときは、10割加算した額とする。

別表第3（第7条関係）

陶芸室使用料金表

区分 室名等	使用料	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	220円/時	106平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼	6,600円/回	—
(電気窯)	素焼	3,300円/回	—

(中間市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「占有者」という。）」を削り、「方法」の次に「並びにその他占用料に関し必要な事項」を加え、「はこの条例の」を削り、「ところによる」を「ものとする」に改める。

第2条第1項中「別表」を「、別表」に改め、「の各号」を削り、「算出」を「算出」

に改め、同項第1号中「、又は」を「又は」に、「、1月未満の端数」を「1月未満の端数」に改め、同項第2号中「、1平方メートル」を「1平方メートル」に、「、1メートル」を「1メートル」に改め、同項第3号中「、1件」を「1件」に改め、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第3条中「占用が」を削り、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条第1号及び第2号中「、占用」を「占用」に改め、同条第3号中「、特に」を「特に」に改める。

第4条中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第1号中「際」を「際に」に改める。

第5条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「、その他」を「その他」に改める。

第9条中「延滞金額」を「延滞金」に改める。

第11条を削る。

第10条中「、占用料」を「占用料」に、「に対して」を「があるときは」に、「その徴収」を「、その徴収」に、「、5倍」を「5倍」に、「占用料を、徴収する」を「過料を科する」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(委任)

第10条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項中「以下の」を「以下この」に改める。

別表中「道路法第32条第1項」を「法第32条第1項」に改め、「道路法施行令」の次に「(昭和27年政令第479号)」を加え、同表備考1中「本表」を「この表」に、「類似」を「、類似」に、「この表により難しい」を「同表により難しい」に、「その」を「、その」に改め、同表備考5中「単位は」の次に「、円とし」を加え、「円として」を削り、「端数については」を「端数を」に改め、同表備考6中「本市」を「市」に、「80%」を「80パーセント」に改める。

(中間市砕石採取料徴収条例の一部改正)

第7条 中間市砕石採取料徴収条例(昭和35年中間市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、採取期間」を「及び採取期間」に改める。

第4条中「あるいは交通等」を「、交通等」に改める。

第5条第1項中「前条に定める」を「前条の」に改め、同条第2項中「きく」を「聴く」に改める。

第7条を次のように改める。

(採取料)

第7条 申請人は、第5条第1項の規定による許可に基づき砕石を採取するときは、採取料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付すべき採取料の額は、別表に定める砕石採取料算定要領により

算出した1立方メートル当たりの価格に前2条の規定による許可の期間における総採取量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第8条第1項中「市長は、」の次に「第5条第1項の規定により」を加え、同条第2項ただし書中「採取」を「砕石採取」に改める。

第10条中「採取」を「砕石採取」に改め、同条ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第11条中「場合」を「者があるときは」に改める。

別表中「1 砕石採取料算定要領」を「砕石採取料算定要領」に、「ただし X=採取料」を「ただし、X=採取料」に、「含む」を「含む。」に改める。

(中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和57年中間市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(中間市営都市公園条例の一部改正)

第9条 中間市営都市公園条例(昭和40年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公園の管理(第3条―第14条)

第3章 雑則(第15条―第21条)

第4章 罰則(第22条―第24条)

附則

第2条第1項中「当該」を「、当該」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第2項中「都市公園」を「公園」に改める。

第3条第1項中「、次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「これ等」を「これら」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に改める。

第5条中「の各号」を削り、同条第6号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条中「、やむを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第7条第1項中「同じ。)」を「同じ。)は、」に改める。

第8条の見出しを「(公園施設の設置又は管理の許可及び変更の申請)」に改め、同条中「若しくは管理又は許可を受けた事項を変更しよう」を「又は管理をしよう」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

第9条の見出しを「(占用の許可及び変更の申請)」に改め、同条中「占用し、又は許可を受けた事項を変更しよう」を「占用しよう」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

第10条中「の軽易」を「に規定する条例で定める軽易」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「模様替」を「模様替え」に改める。

第11条中「、又は」を「又は」に改め、同条ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第12条の見出しを「(連帯保証人)」に改める。

第13条第1項中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「若しくは」に改め、「行為」の次に「の実施」を加え、「別表第2に掲げる額の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により納付すべき使用料の額は、別表第2金額欄に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第14条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「若しくはその」を「、若しくはその」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第15条中「、又は有料公園施設」を「又は有料公園施設」に、「又は転貸若しくは」を「転貸し、又は」に改める。

第16条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「、公園施設」を「公園施設」に改め、同条第2号中「前号に掲げる者」を「第8条又は第9条の許可を受けた者」に改め、同条第3号中「第1号に掲げる者」を「第8条又は第9条の許可を受けた者」に改め、同条第4号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5号中「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第17条中「の区分」を「に定めるところ」に改め、同条第1号ただし書中「月割」を「月割り」に、「とき」を「時に」に改め、同条第2号中「とき」を「時に」に改める。

第18条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「その」を「、その」に改める。

第20条中「第23条第1項」を「第33条第1項」に、「についても」を「ついて」に改める。

第21条中「市長」を「、市長」に改める。

第22条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表第2(2) 都市公園の使用料の表中「都市公園」を「公園」に、「の別表」を「別表」に、同表備考中「切上げる」を「、これを切り上げる」に改める。

別表第2(3) 公園施設の使用料の表貸船の項単位の欄中「1そう」を「1隻」に、「毎に」を「ごと」に改め、同表備考中「中間市庭球場使用条例」の次に「(昭和52年中間市条例第26号)」を加える。

(中間市下水道条例の一部改正)

第10条 中間市下水道条例(平成10年中間市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(中間市地域下水処理施設条例の一部改正)

第11条 中間市地域下水処理施設条例(昭和47年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「各号」を「表に定めるところ」に、「100分の108」を「100分の110」

に改める。

第8条中「、使用料を」を削り、「その当該月分」を「、当該月分の使用料」に改める。

第10条中「の各号」を削る。

第12条中「若しくは付属設備」を「又は附属設備」に、「き損」を「毀損」に改め、同条ただし書中「この」を「、この」に改める。

第14条中「市長」を「、市長」に改める。

(中間市立学校施設使用条例の一部改正)

第12条 中間市立学校施設使用条例(昭和60年中間市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び住所、」を「並びに住所及び」に改める。

第3条中「、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「責」を「責め」に改め、同条第2号中「、又は」を「又は」に改める。

第9条第1項中「終わった」を「終了した」に、「使用許可」を「使用」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第2項中「、前項」を「前項」に、「使用者の」を「、使用者の」に改める。

第10条第1項中「損傷、汚損」を「損傷し、汚損し、」に、「その損害」を「、その損害」に改め、同条第2項中「これ」を「、これ」に、「責を」を「責めを」に改める。

第11条中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第12条中「委員会」を「、委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

施設名	使用料	
屋内運動場(体育館・武道場)	1時間当たり(1時間未満は1時間とする。)	400円
夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合 1時間当たり(1時間未満は1時間とする。)	1,320円

(中間市生涯学習センター条例の一部改正)

第13条 中間市生涯学習センター条例（平成15年中間市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条中「前条第1項の」の次に「規定により」を加える。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「の取消し」を「を取り消し」に、「の変更」を「を変更し」に、「使用制限」を「使用を制限し、」に、「停止」を「停止し」に、「その賠償」を「、その賠償」に、「責」を「責め」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条第3項本文中「還付」を「、還付」に改める。

第8条中「主催」を「主催し、」に、「、及び委員会が」を「又は」に改める。

第10条第1項中「取消された」を「取り消された」に改める。

第11条第1項中「破損若しくは」を「破損し、又は」に、「その」を「、その」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に、「これ」を「、これ」に改める。

第13条中「の各号」を削り、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、委員会」に改める。

第14条第1項中「市長」を「委員会」に改める。

第15条第2項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

第16条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「、その他」を「その他」に、「認められる」を「認める」に改める。

第17条中「、その他」を「その他」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条、第15条関係）

室別使用料金表

区分 ＼ 室名等	使用料	冷暖房料	備考	
		(1時間当たり)	面積	収容人員
第1研修室	440円/時	440円	86平方メートル	43人
	660円/時			
第2研修室	330円/時	440円	65平方メートル	31人
	500円/時			
第3研修室	440円/時	440円	98平方メートル	37人

		660円/時			
第4研修室		330円/時	440円	67平方メートル	31人
		500円/時			
視聴覚室		440円/時	440円	97平方メートル	37人
		660円/時			
工芸実習室		330円/時	440円	86平方メートル	25人
		500円/時			
陶芸窯	本焼	6,600円/回			
(電気窯)	素焼	3,300円/回	—	—	—
和室1		330円/時	330円	15畳	30人
		500円/時			
和室2		330円/時	330円	20畳	40人
		500円/時			
多目的ホール		330円/時	440円	95平方メートル	50人
		500円/時			
体育館	全面	330円/時	空調設備なし	526平方メートル	600人
		660円/時			
	半面	160円/時			
		330円/時			
	卓	110円/時			

	球	220円/時			
	走路	50円/時			
		110円/時			

備考 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。

別表第2（第7条、第15条関係）

スポーツ以外の体育館使用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円

備考 市外居住者が使用するときは、10割加算した額とする。

（中間市中央公民館条例の一部改正）

第14条 中間市中央公民館条例（昭和53年中間市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第2項中「（以下「対象区域」という。）」を削る。

第4条第2項中「20人」を「、20人」に改め、同条第5項中「解職」を「解嘱」に改める。

第7条本文中「返還」を「、返還」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

室別使用料金表

区分 ／ 室名	室料 （1時間当たり）	冷暖房料 （1時間当たり）	備考	
			面積	収容人員
講堂	770円	1,100円	221平方メートル	約206人
視聴覚室	280円	440円	48平方メートル	約30人
茶室	280円	440円	28平方メートル	約18人
和室	440円	660円	60平方メートル	約42人
調理実習室	440円	660円	100平方メートル	約36人
第1研修室	440円	660円	100平方メートル	約72人

第 2 研 修 室	280円	440円	45平方メートル	約24人
第 3 研 修 室	440円	660円	61平方メートル	約45人
第 4 研 修 室	280円	440円	29平方メートル	約16人

別表第2（第5条関係）

陶芸室使用料金表

区分 室名等		使用料	備考	
			面積	収容人 員
陶芸室		110円/時	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本 焼	6,600円/回	—	—
(電 気 窯)	素 焼	3,300円/回	—	—

(中間市庭球場使用条例の一部改正)

第15条 中間市庭球場使用条例（昭和52年中間市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2項の表以外の部分中「庭球場」を「中間市庭球場」に改める。

第2条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第3条中「次」を「、次」に改める。

第4条第1項中「、別表第2及び別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

第5条本文中「還付」を「、還付」に改め、同条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「取消し、又は」を「許可の取消し又は」に改める。

第7条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「使用」の次に「の許可」を加え、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号中「管理上」を「、管理上」に改める。

第8条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「使用許可」を「使用の許可」に改め、同項第2号中「第2条第2項各号の一」を「第2条第2項各号のいずれか」に改め、同項第3号中「又は条例」を「、条例」に、「、又は使用許可」を「又は使用の許可」に改め、同条第2項中「その責」を「、その責め」に改め、同項ただし書中「は、この限りでない」を「を除く」に改める。

第9条中「破損若しくは」を「破損し、又は」に、「その」を「、その」に改める。

第10条の見出しを「（使用する権利の譲渡等の禁止）」に改め、同条中「使用する」を「、使用する」に改める。

第12条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条第2項中「、別表第2及び別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

第15条本文中「還付」を「、還付」に改める。

第16条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条、第14条関係）

庭球場使用料金表

テニスコート一面につき	時間		9時 ～11 時	11時 ～13 時	13時 ～15 時	15時 ～17 時	17時 ～19 時	19時 ～21 時	全日
	区分								
	一般	ジョイパル なかま	1,060円						8,580円
		屋島	400円						3,300円
	小中高生	ジョイパル なかま	530円						4,290円
		屋島	190円						1,980円

備考

- 1 上記使用料（全日を除く。）は、各時間帯2時間当たりの金額とする。
- 2 市民以外の者が使用するときは、10割を加算した額とする。
- 3 特別の理由による時間外の使用は、9時から11時までの料金に準じた額とする。

別表第2（第4条、第14条関係）

夜間照明使用料

時間	区分	
	市内	市外
1時間	530円	1,060円

別表第3（第4条、第14条関係）

壁打ち使用料

区分 ＼ 時間	市内	市外
1 時間	140円	290円

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

(中間仰木彬記念球場設置条例の一部改正)

第16条 中間仰木彬記念球場設置条例(昭和53年中間市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条本文中「還付」を「、還付」に改める。

第9条第2項中「その」を「、その」に改める。

第11条の見出しを「(使用する権利の譲渡等の禁止)」に改め、同条中「ことは」を「ことが」に改める。

第16条本文中「還付」を「、還付」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第5条、第15条関係)

野球場使用料

時間 区分	午前6時から午前8時30分まで	午前9時から午前11時30分まで	午前11時30分から午後2時まで	午後2時から午後4時30分まで	午後5時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後10時まで
市内	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
市外	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円

備考

- 1 高等学校の生徒以下の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の半額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。

別表第2(第5条、第15条関係)

夜間照明使用料

		で)	で)	で)	時 間 で)	時 間 で)	で)	
大 ホ ー ル	平日	10,560	15,840	18,480	23,760	30,890	40,390	8,910
	土・ 日・ 曜日・ 休日	13,200	19,800	23,760	29,700	39,200	51,090	
小 ホ ー ル	平日	5,280	7,920	9,900	11,880	16,100	20,850	3,080
	土・ 日・ 曜日・ 休日	6,600	9,900	12,540	14,910	20,200	26,130	
楽屋1		1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	220
楽屋2（和 室）		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110
楽屋3		400	530	790	790	1,190	1,590	110
楽屋4		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110
控室		400	530	790	790	1,190	1,590	110
パントリー		1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	110
展示ロビー		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	—
展示室（ギ ャラリー）		3,170	4,620	5,940	7,000	9,500	12,400	440
特別会議室		3,830	5,670	7,130	8,580	11,490	14,910	660
会 議 室 1 （2F）		1,460	2,110	2,770	3,170	4,360	5,670	220
会 議 室 2 （3F）		1,320	1,980	2,640	3,030	4,230	5,410	220
会 議 室 3		930	1,320	1,710	1,980	2,770	3,560	220

(3F)							
会議室 4 (3F・舞台付和室)	1,590	2,370	2,900	3,560	4,760	6,200	330
会議室 5 (3F) 茶室	790	1,190	1,460	1,840	2,370	3,030	110
和室 1	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
和室 2	400	530	790	790	1,190	1,590	110
和室 3	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
附属設備、備品等	規則で定める額						

別表備考第2項第1号中「を乗ずる」を削り、同号ただし書中「、展示室」を「又は展示室」に、「適用」を「、適用」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからエまでに定める率

別表備考第4項中「適用」を「、適用」に改め、同表備考第5項の表以外の部分中「次の」の次に「表の」を加え、同項の表摘要の欄中「左記の区分で」を「この表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるところにより」に改める。

別表備考第6項中「1時間と」を「、1時間と」に改め、同表備考第8項中「市民会館」を「ハーモニーホール」に改める。

(中間市体育文化センター使用条例の一部改正)

第18条 中間市体育文化センター使用条例（昭和53年中間市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

第4条第2項を削る。

第6条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条第2項中「付属設備」を「附属設備」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」

に改める。

第10条本文中「返還」を「、返還」に改める。

第11条中「その」を「、その」に改める。

第12条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「第6条各号の一」を「第6条各号のいずれか」に改め、同項第6号中「、管理上」を「管理上」に改め、同条第2項中「市」を「、市」に、「賠償」を「、賠償」に、「責」を「責め」に改める。

第18条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第20条第2項中「、別表第2及び別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

第21条本文中「還付」を「、還付」に改める。

第22条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条、第20条関係）

体育文化センター使用料

	区分		一般	高・中・小校 生	
	スポーツ部門使 用料	共用	卓球	1式	400円
1回					
(2時間以内)					
共用		バドミントン	1面	400円	320円
			1回		
			(2時間以内)		
共用		バレーボール 軟式テニス バスケットボー ル	1面	790円	640円
			1回		
			(2時間以内)		
専用	午前の部	9時～12時	3,960円		
	午後の部	13時～17時	5,940円		
	夜間の部	18時～22時	7,920円		

備考

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。
- 3 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入とするものとする。

別表第2（第8条、第20条関係）

ホール 使用料	時間帯		午前 の部	午後 の部	夜間 の部	午前と 午後 の部	午後と 夜間 の部	全日 の部
	種別		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
基本 料金	平日	A	3,960円	6,600円	9,240円	9,900円	15,180 円	19,140 円
		B	5,940円	9,900円	13,860 円	15,180 円	23,100 円	29,040 円
	土曜 日曜 祝日	A	4,760円	7,920円	11,220 円	11,880 円	18,480 円	21,780 円
		B	7,130円	11,880 円	16,760 円	18,480 円	27,720 円	34,980 円

備考

- 1 Aは、入場料その他これに類するものを徴収しないときの基本料金とする。
- 2 Bは、入場料その他これに類するものを徴収するときの基本料金とする。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用するとき、基本料金に10割を加算した額とする。
- 4 市民以外の者が使用するとき、1から3までに定める額に10割を加算した額とする。
- 5 フロアシート及び椅子の出し入れについては、使用者の負担とする。

別表第3（第8条、第20条関係）

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用の区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、別表第1の共用の区分については、それぞれの区分の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、

当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
 ただし、午後10時以降翌日の午前9時まででは、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の1時間当たりの使用料に定める額を加算した額とし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	別表第2夜間の部の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	別表第2午前の部の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習又は舞台準備のために舞台面（ステージ）のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料（当該区分の使用時間を超えて使用する場合は、前項の規定により算出した額）の5割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額（1時間当たり）
冷房使用料	9,350円
暖房使用料	9,900円

4 備品その他附属設備の使用料

器具名	単位	金額（4時間につき）	
フローシート	全面	1,320円	
折りたたみ椅子	500脚	未満	1,320円
		以上	2,640円
ピアノ	1台	1,980円	
金屏風	半双	1,320円	
スクリーン	1枚	660円	
放送装置	アンプシステム	1式	1,980円
	マイク	1本	400円
	ワイヤレスマイク	1本	660円

	エコーマシン	1台	1,320円
	プレーヤー	1台	400円
	デッキ	1台	400円
照明施設	フットライト	1式	930円
	サイドスポットライト	1式	930円
	ボーダライト	1式	3,300円
	サスペンションライト	1式	2,640円
	アッパーホリゾンライト	1式	1,590円
	ロアホリゾンライト	1式	1,590円
	シーリングライト	1式	3,560円
	センターピンスポットライト	1台	6,600円

(1) 使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1時間ごとに1回の使用料の3割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(2) ピアノ調律料は、実費を徴収する。

(中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第8条中「停止又は退去」を「使用停止又は退去を」に、「責」を「責め」に改める。

第10条中「主催」を「主催し、」に改める。

第13条第1項中「破損」を「破損し、」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

第19条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

別表中「第9条」の次に「、第17条」を加え、同表会議室1の項会議室等使用料の欄並びに同表調理室の項会議室等使用料の欄及び同項冷暖房料の欄中「320円」を「330円」に改め、同表備考中「午後5時」を「午後6時」に、「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

(中間市水道事業給水条例の一部改正)

第20条 中間市水道事業給水条例（昭和34年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第50条第2項中「に定める使用料」を「の規定により徴収する使用料の額」に、「当該使用料に100分の108」を「同項の表使用料月額欄に掲げる額に100分の110」に、「その」を「、その」に改める。

第50条の2第2項中「に定める納付金」を「の規定により徴収する納付金の額」に、「当該納付金に100分の108」を「同項の表納付金欄に定める額に100分の110」に、「その」を「、その」に改める。

（中間市立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第21条 中間市立病院使用料及び手数料条例（昭和40年中間市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「処方箋料、」を削る。

第3条第1項中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同項第1号中「（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表第1医科診療報酬点数表」を「（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「診療報酬点数表」という。）」に、「の別表食事療養の費用額算定表」を「別表食事療養及び生活療養の費用額算定表」に改め、同項第2号中「死亡」の次に「をいう。」を加え、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「診療報酬点数表」を「、診療報酬点数表」に改め、同項第4号中「前各号によりがたい」を「前3号により難い」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6） 選定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金は、当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額とする。

第3条第2項第2号中「証明書料」を「諸証明書料」に改め、同条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「、この場合において」を削る。

第4条第1項中「特別」を「、特別」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「ものについて」を「場合」に、「徴しない」を「、徴しない」に改める。

第5条中「その」を「、その」に改める。

第6条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（使用料等の消費税に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の中間市行政財産使用料条例の規定により現に使用している行政財産で、当該使用に関する許可の期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に及ぶものの使用料は、当該許可の期間が満了するまでは、なお従前の例による。

- 3 第10条の規定による改正後の中間市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例による。
- 4 第11条の規定による改正後の中間市地域下水処理施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している地域下水処理施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例による。
- 5 第20条の規定による改正後の中間市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

(第1条関係)

中間市行政財産使用料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の納付)</p> <p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次に定めるところによる。ただし、使用料は、<u>年額とし</u>、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 電柱その他別表第1に掲げる物件、工作物又は施設を設置することを目的として<u>土地又は建物</u>を使用する場合の使用料の額は、同表に定める額とする。</p> <p>(2) 土地を<u>前号以外</u>の目的に使用する<u>場合又は建物</u>を使用する場合の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。この場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、当該使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を使用料の額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(3) 土地及び建物を使用する場合で<u>前2号</u>により<u>難しい</u>ときの使用料の額は、<u>市長が別に定める額</u>とする。</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第2条 法第238条の4第7項の規定により、<u>許可</u>を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、使用料は<u>年額とし</u>、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 電柱その他別表第1に掲げる物件、工作物又は施設を設置することを目的として、<u>土地</u>又は建物を使用する場合の使用料の額は、同表に定める額とする。</p> <p>(2) 土地を、<u>前号以外</u>の目的に使用する<u>場合及び建物</u>を使用する場合の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。この場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、当該使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を使用料の額とする。ただし、<u>この場合10円未満の額は四捨五入するものとする</u>。</p> <p>(3) 土地及び建物を使用する場合の<u>使用料の額が、前2号</u>により<u>難しい場合、</u>市長が別に定める額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p>

第4条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他の公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条に規定する職員団体又は中間市職員の福利厚生制度に関する条例（昭和51年中間市条例第8号）により組織された中間市職員厚生会が、その事務所の用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に市長が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、取消しの日以後の残日数に対応する額を還付することができる。

- (1) 市が公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰することができない理由により、当該行政財産を使用できなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の必要があると認めるとき。

第4条 使用料は、次の各号の一に該当する場合は、これを減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条に規定する職員団体又は中間市職員の福利厚生制度に関する条例（昭和51年条例第8号）により組織された中間市職員厚生会が、その事務所の用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に市長が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第5条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、取消しの日以後の残日数に対応する額を還付することができる。

- (1) 市が、公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他使用者の責に帰することができない理由により、当該行政財産を使用できなくなったとき。
- (3) その他市長が特別の必要があると認めるとき。

別表第1（第3条関係）

区分	使用料の額
電柱類	中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号） <u>別表</u> の例により算定した額
変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所	
郵便差出箱	
地下埋設物	
(略)	

(1) 電柱類とは、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の表中種類の欄に掲げる物件をいう。

別表第2（第3条関係）

(略)	
建 物	近隣類似建物の <u>貸付料と比較して適正な額</u>

(1) 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表第1（第3条関係）

区分	使用料の額
電柱類	中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号） <u>の別表</u> の例により算定した額
変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所	
郵便差出箱	
地下埋設物	
(略)	

(1) 電柱類とは、公衆電気通信法施行令別表の種類の欄に掲げる物件をいう。

別表第2（第3条関係）

(略)	
建 物	近隣類似建物、 <u>貸付料と比較した適正な額</u>

(1) 1件の使用料の額が100円に満たないときは100円とする。

(第2条関係)

中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 464 831 539"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 広場の施設のうち、太陽の広場のゲートボール場又は集会所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる行為は、これをしてはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公安、風俗その他公益をみだすおそれがある<u>行為</u>(2) 広場の施設等を損傷するおそれがある<u>行為</u>(3) 広場の管理上支障をきたすおそれがある<u>行為</u>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上不適当と認める行為</u> <p>(使用料)</p> <p>第6条 太陽の広場を使用しようとする者は、<u>別表</u>に定める区分により使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、<u>前納</u>とする。</p>	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は<u>次</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 464 1771 539"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>この</u>広場の施設のうち、太陽の広場のゲートボール場又は集会所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 <u>次の各号の一に該当する行為はしてはならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公安、風俗その他公益をみだすおそれがある<u>とき。</u>(2) 広場の施設等を損傷するおそれがある<u>とき。</u>(3) 広場の管理上支障をきたすおそれがある<u>とき。</u>(4) <u>その他、市長が使用を不適当と認めるとき。</u> <p>(使用料)</p> <p>第6条 太陽の広場を使用しようとする者は<u>別表</u>に定める区分により使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は<u>前納</u>とする。</p>	(略)
(略)			
(略)			

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は退去を命じることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、広場の施設を使用中に当該施設等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 広場(キッズランドを除く。次条から第13条までにおいて同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、又は退去を命じることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるものの他、管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、広場の施設を使用中に当該施設等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 広場(キッズランドを除く。次条、第12条及び第13条においても同じ。)の管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表（第6条、第13条関係）

	使用料
(略)	
集会所（和室1部屋1時間当たり）	<u>440円</u>

第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(委託)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

別表（第6条関係）

	使用料
(略)	
集会所（和室1部屋1時間当たり）	<u>430円</u>

- 1 集会所において冷暖房施設を使用した場合は、1時間当たり220円を使用料に加算するものとする。
- 2 市外の者が使用するときは、この表に定める使用料に5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 1 集会所において冷暖房施設を使用した場合は、1時間当たり210円を使用料に加算するものとする。
- 2 市外の者が使用するときは、別表に定める使用料に5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(第3条関係)

中間市地域総合福祉会館設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第4条 ハピネスは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(5) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 前条に掲げる事業以外で、ハピネスの施設及びこれに<u>附属</u>する器具等(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、施設の使用について、<u>次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設等の管理運営上支障を<u>来す</u>おそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 ハピネスの使用料(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。)は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は、<u>還付</u>しない。ただし、市長が特別の事由がある</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 ハピネスは、<u>次の各号</u>に掲げる事業を行う。 (1)～(5) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 前条に掲げる事業以外で、ハピネスの施設及びこれに<u>付属</u>する器具等(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、別に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、施設の使用について、<u>次の各号の一</u>に該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設等の管理運営上支障を<u>きたす</u>おそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>その他市長が、使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 ハピネスの使用料(消費税額を含む。以下同じ)は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は<u>還付</u>しない。ただし、市長が特別の事由があると</p>

と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第8条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事にハピネスを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除する。

(目的外使用等の禁止)

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

(1)・(2) (略)

(3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償等)

第12条 使用者が、ハピネスの使用に際し、施設等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第8条 市長は、市が主催又は共催する行事にハピネスを使用するとき、及び市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除する。

(目的外使用及び使用権譲渡の禁止)

第9条 (略)

(使用許可の取り消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は賠償その他の責めを負わない。

(1)・(2) (略)

(3) 虚偽、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償等)

第12条 使用者が、ハピネスの使用に際し、施設等を破損若しくは滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときはこの限りではない。

2 使用者の責に帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責めを負わなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、ハピネスへの入館を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

(運営の委託)

第14条 市長は、ハピネスの効率的な運営を図るために必要があると認めるときは、その管理及び運営の一部を公共的団体に委託することができる。

別表 (第7条関係)

施設区分	使用時間	使用料
会議室 1	9時から21時まで	<u>620/時</u>
会議室 2	9時から21時まで	<u>620/時</u>
研修室 1	9時から21時まで	<u>620/時</u>

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、ハピネスへの入館を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他管理運営上支障があると認められる者

(運営の委託)

第14条 市長は、ハピネスの効率的な運営を図るために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理及び運営の一部を公共的団体に委託することができる。

別表

施設区分	使用時間	使用料
会議室 1	9時から21時まで	<u>610/時</u>
会議室 2	9時から21時まで	<u>610/時</u>
研修室 1	9時から21時まで	<u>610/時</u>

	で	
研修室 2	9時から21時まで	<u>620</u> /時
視聴覚室	9時から21時まで	<u>620</u> /時
(略)		
調理実習室	9時から17時まで	<u>620</u> /時
(略)		
舞台	9時から17時まで	<u>1,030</u> /時 (舞台占有使用料)
(略)		

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

	で	
研修室 2	9時から21時まで	<u>610</u> /時
視聴覚室	9時から21時まで	<u>610</u> /時
(略)		
調理実習室	9時から17時まで	<u>610</u> /時
(略)		
舞台	9時から17時まで	<u>1,020</u> /時 (舞台占有使用料)
(略)		

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(第4条関係)

中間市人権センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、<u>次の事業を行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 前条の規定により<u>センター</u>を使用する者(以下「使用者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>許可された事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするもの<u>であるとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため<u>次の事業を行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他</u>市長が必要と認める事業</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 前条の規定により、<u>センター</u>を使用する者(以下「使用者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の使用者が、許可された事項を変更又は取り消す場合も同様とする。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他</u>管理運営上支障があると認められるとき。</p>

(使用料)

第9条 施設の使用については、使用許可の際に別表に定める使用料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納入することができる。

第10条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を変更し、取り消し、又は使用を制限することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定に基づき使用者に損失が生じても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設、設備等の使用を終了し、又は中止したときは、直ちに、原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用により施設、設備等を破損し、又は滅失した

(使用料)

第9条 施設の使用については、使用許可の際に別表に定める使用料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後納入することができる。

第10条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を変更、取消又は制限することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定に基づき、使用者に損失が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は中止したときは、直ちに、原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用により施設、設備等を破損又は滅失したとき

ときは、その損害を賠償しなければならない。

別表（第9条関係）

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人数
研修室	<u>520円</u>	<u>620円</u>	81平方メートル	約50人
会議室	<u>260円</u>	<u>420円</u>	17平方メートル	約15人
教養文化室	<u>260円</u>	<u>420円</u>	14平方メートル	約10人
調理室	<u>360円</u>	<u>420円</u>	30平方メートル	約15人

は、その損害を賠償しなければならない。

別表（第9条関係）

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人数
研修室	<u>510円</u>	<u>610円</u>	81平方メートル	約50人
会議室	<u>250円</u>	<u>410円</u>	17平方メートル	約15人
教養文化室	<u>250円</u>	<u>410円</u>	14平方メートル	約10人
調理室	<u>350円</u>	<u>410円</u>	30平方メートル	約15人

(第5条関係)

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 女子労働者に対して日常生活に必要な指導、助言を与え、これら女子の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として、働く婦人の家（以下「婦人の家」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 婦人の家は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 職業及び家庭生活に必要な技術並びに一般教養についての相談、指導、講習等に関すること。</p> <p>(2) 休養、レクリエーション等の余暇の活用並びにグループ活動等についての指導、援助及び便宜供与に関すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、</u>女子労働者及び勤労者家庭の主婦の福祉を増進するために必要な事業</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、</u>婦人の家の管理上支障のあると</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>この条例は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第30条の規定に基づき、</u>女子労働者に対して日常生活に必要な指導、助言を与え、これら女子の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として、働く婦人の家（以下「婦人の家」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 婦人の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 職業、<u>家庭生活</u>に必要な技術並びに一般教養についての相談、指導<u>及び講習等</u>に関すること。</p> <p>(2) 休養<u>及びレクリエーション等</u>の余暇の活用並びにグループ活動等についての指導、援助及び便宜供与に関すること。</p> <p>(3) <u>その他</u>女子労働者及び勤労者家庭の主婦の福祉を増進するために必要な事業</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、使用を停止し<u>又は</u>使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他</u>婦人の家の管理上支障のあるとき。</p>

き。

(使用料)

第7条 婦人の家を使用しようとする者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務及び損害賠償)

第12条 婦人の家を使用する者は、その使用中建物、附属設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に基づく原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第7条関係)

室別使用料金表

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人

(使用料)

第7条 婦人の家を使用しようとする者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は1部を返還することができる。

(原状回復義務及び損害賠償)

第12条 婦人の家を使用する者は、その使用中建物、附属設備、備品を破損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に基づく原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第7条関係)

中間市働く婦人の家室別使用料金表

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人

				員	
軽運動室	440円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	
料理講習室	280円	440円	57平方メートル	約24人	
講習室	第1	280円	440円	57平方メートル	約36人
	第2	280円	440円	57平方メートル	約36人

別表第2 (第7条関係)

スポーツ以外の軽運動室利用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円

備考 市民以外の者が使用するときは、10割加算した額とする。

別表第3 (第7条関係)

陶芸室使用料金表

				員	
軽運動室	430円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	
料理講習室	270円	430円	57平方メートル	約24人	
講習室	第1	270円	430円	57平方メートル	約36人
	第2	270円	430円	57平方メートル	約36人

別表第2 (第7条関係)

スポーツ以外の軽運動室利用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,020円	4,540円	7,560円	7,560円	10,580円	15,120円

備考 市民以外の者が使用するときは10割加算した額とする。

別表第3 (第7条関係)

中間市働く婦人の家陶芸室使用料金表

区分 ＼ 室名等		使用料	備考	
			面積	収容人員
陶芸室		220円／時	106平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼	6,600円／回	—	—
(電気窯)	素焼	3,300円／回	—	—

区分 ＼ 室名等		使用料	備考	
			面積	収容人員
陶芸室		220円／時	106平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼	6,480円／回	—	—
(電気窯)	素焼	3,240円／回	—	—

(第6条関係)

中間市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、市が法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けた者から徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに<u>その他占用料に関し必要な事項</u>について定めるものとする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、<u>別表</u>のとおりとし、次に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 年額をもって定めるもので、占用の期間が1年未満の場合又は<u>は</u>占用の期間に1年未満の端数がある場合は、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月として計算する。また、月額をもって定めるもので、1月未満の場合又はその期間に<u>1月未満の端数</u>がある場合は、1月として計算する。</p> <p>(2) 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは<u>1平方メートル</u>に、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは<u>1メートル</u>に、それぞれ切り上げる。</p> <p>(3) 占用料の額が<u>1件</u>について100円に満たない場合は、これを100円とする。</p> <p>2 別表中日額をもって定める占用料の額は、当該占用料に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、10円未満の端数が生</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、市が法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けた者（以下「<u>占用者</u>」という。）から徴収する道路の占用料（以下「<u>占用料</u>」という。）の額及び徴収方法については<u>この条例の定めるところによる</u>。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は<u>別表</u>のとおりとし、次の各号に定めるところにより、<u>算出</u>する。</p> <p>(1) 年額をもって定めるもので、占用の期間が1年未満の場合、<u>又は</u>は占用の期間に1年未満の端数がある場合は、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月として計算する。また、月額をもって定めるもので、1月未満の場合又はその期間に、<u>1月未満の端数</u>がある場合は、1月として計算する。</p> <p>(2) 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、<u>1平方メートル</u>に、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは、<u>1メートル</u>に、それぞれ切り上げる。</p> <p>(3) 占用料の額が、<u>1件</u>について100円に満たない場合は、これを100円とする。</p> <p>2 別表中日額をもって定める占用料の額は、当該占用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。<u>ただし、この場合10円未満の額は四捨五</u></p>

じたときは、これを四捨五入するものとする。

(占用料の減免)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業のために占用するとき。
- (2) 水道管、下水管及びガス管の各家庭用引込管のために占用するとき。
- (3) 市長が特に必要があると認めたとき。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 占用の期間が1年以下のものについては、許可の際に全額を徴収する。
- (2) (略)

(占用料の還付)

第5条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市の都合により許可を取り消したときその他市長において特別の事由があると認めるときは、還付することができる。

(延滞金の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

入するものとする。

(占用料の減免)

第3条 市長は、占用が次の各号の一に該当する場合には、占用料を減免することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業のために、占用するとき。
- (2) 水道管、下水管及びガス管の各家庭用引込管のために、占用するとき。
- (3) 市長が、特に必要があると認めたとき。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料の徴収方法は、次の各号による。

- (1) 占用の期間が1年以下のものについては、許可の際に全額を徴収する。
- (2) (略)

(占用料の還付)

第5条 既納の占用料は還付しない。ただし、市の都合により許可を取り消したとき、その他市長において特別の事由があると認めるときは、還付することができる。

(延滞金の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者があるときは、市長は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

1・2 (略)

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、7.25パーセントの割合）とする。

(罰則)

第10条 詐偽その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者に対して、市長はその徴収を免れた金額の、5倍に相当する金額以下の占用料を、徴収することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下の項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、7.25パーセントの割合）とする。

別表（第2条関係）

種別		占用物件	単位	占用料		摘要
<u>法第32条第1項</u>	第1号に掲げるもの	電柱（第二種）	1本につき	年額	1,600	
		電話柱（第一種）	1本につき	年額	930	
		その他の柱類	1本につき	年額	72	
		共架電線、その他 上空に設ける線類	1メートルにつき	年額	10	
		地下電線、その他 地下に設ける線類	1メートルにつき	年額	5	
		路上に設ける変圧器	1個につき	年額	700	
		地下に設ける変圧器	1平方メートルにつ	年額	480	

別表（第2条関係）

種別		占用物件	単位	占用料		摘要
<u>道路法第32条第1項</u>	第1号に掲げるもの	電柱（第二種）	1本につき	年額	1,600	
		電話柱（第一種）	1本につき	年額	930	
		その他の柱類	1本につき	年額	72	
		共架電線、その他 上空に設ける線類	1メートルにつき	年額	10	
		地下電線、その他 地下に設ける線類	1メートルにつき	年額	5	
		路上に設ける変圧器	1個につき	年額	700	
		地下に設ける変圧器	1平方メートルにつ	年額	480	

			き			
		変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	年額	1,400	
		郵便差出箱	1個につき	年額	600	
		広告塔	1平方メートルにつき	年額	4,400	
		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	1,400	
第2号に掲げるもの	埋設管類等	外径が0.1メートル未満	1メートルにつき	年額	48	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル	1メートルにつき	年額	72	

			き			
		変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	年額	1,400	
		郵便差出箱	1個につき	年額	600	
		広告塔	1平方メートルにつき	年額	4,400	
		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	1,400	
第2号に掲げるもの	埋設管類等	外径が0.1メートル未満	1メートルにつき	年額	48	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル	1メートルにつき	年額	72	

		ル未満				
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	年額	95	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	年額	190	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	年額	480	
		外径が1メートル以上	1メートルにつき	年額	950	
第3号及び第4号に掲げるもの	鉄道・軌道及び歩廊・アーケード等これらに類するもの	1平方メートルにつき	年額	1,400		

		ル未満				
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満	1メートルにつき	年額	95	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満	1メートルにつき	年額	190	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満	1メートルにつき	年額	480	
		外径が1メートル以上	1メートルにつき	年額	950	
第3号及び第4号に掲げるもの	鉄道・軌道及び歩廊・アーケード等これらに類するもの	1平方メートルにつき	年額	1,400		

	第 5 号 に掲げ るもの	上空に設ける通路	1 平方 メートルにつ き	年 額	2,900	
		地下に設ける通路	1 平方 メートルにつ き	年 額	1,500	
		その他のもの	1 平方 メートルにつ き	年 額	1,400	
	第 6 号 に掲げ るもの	祭礼、縁日等に一 時的に設けるもの	1 平方 メートルにつ き	日 額	44	
		その他のもの	1 平方 メートルにつ き	月 額	440	
	道路法	第 1 号	看板	1 平方	月	440

	第 5 号 に掲げ るもの	上空に設ける通路	1 平方 メートルにつ き	年 額	2,900	
		地下に設ける通路	1 平方 メートルにつ き	年 額	1,500	
		その他のもの	1 平方 メートルにつ き	年 額	1,400	
	第 6 号 に掲げ るもの	祭礼、縁日等に一 時的に設けるもの	1 平方 メートルにつ き	日 額	44	
		その他のもの	1 平方 メートルにつ き	月 額	440	
	道路法	第 1 号	看板	1 平方	月	440

施行令 (昭和 27年政 令 第 479 号) 第 7条	に掲げ るもの		メー ト ルにつ き	額		的に け るも の
		アーチ	1基に つき	月 額	4,400	車道 を横 断す もの
		アーチ	1基に つき	月 額	2,200	
		標識	1本に つき	年 額	1,100	
		旗ざお	1本に つき	日 額	44	一時 的に け るも の
旗ざお	1本に つき	月 額	440	その 他の もの		

施行令 第7条	に掲げ るもの		メー ト ルにつ き	額		的に け るも の
		アーチ	1基に つき	月 額	4,400	車道 を横 断す もの
		アーチ	1基に つき	月 額	2,200	
		標識	1本に つき	年 額	1,100	
		旗ざお	1本に つき	日 額	44	一時 的に け るも の
旗ざお	1本に つき	月 額	440	その 他の もの		

第4号 及び第 5号に 掲げる もの	工事用施設・及び 材料等	1平方 メートルにつ き	月 額	440	
第6号 及び第 7号に 掲げる もの	仮設建築物 一時的に収容する 施設等	1平方 メートルにつ き	月 額	140	

(略)

- 1 この表以外の事項は、類似する種別により査定し、なお同表により難しいものは、そのとき評定する。
- 2～4 略
- 5 占用料の額については、単位は、円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 アーケードについては、市で定める額の80パーセントを減額する。
- 7 略

第4号 及び第 5号に 掲げる もの	工事用施設・及び 材料等	1平方 メートルにつ き	月 額	440	
第6号 及び第 7号に 掲げる もの	仮設建築物 一時的に収容する 施設等	1平方 メートルにつ き	月 額	140	

(略)

- 1 本表以外の事項は類似する種別により査定し、なおこの表により難しいものはそのとき評定する。
- 2～4 略
- 5 占用料の額については、単位は、円として1円未満の端数が生じたときは、その端数については切り捨てるものとする。
- 6 アーケードについては、本市で定める額の80%を減額する。
- 7 略

(第7条関係)

中間市砕石採取料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第3条 市有の土地から砕石を採取しようとする者（以下「申請人」という。）は、願書に、場所区域、面積、採取量及び採取期間を明示した書面を付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(調査)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、土地の管理について支障の有無及び付近の人畜、土地、建物、工作物、農作物、<u>交通等</u>に与える影響その他に関し必要な調査をしなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第5条 市長は、<u>前条</u>の調査の結果支障がないと認めるときは、申請人に対し必要な条件を付して砕石採取の許可をしなければならない。</p> <p>2 前項の許可を行うに当たっては、市長は、あらかじめ市議会所管委員会の意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p><u>(採取料)</u></p> <p>第7条 <u>申請人は、第5条第1項の規定による許可に基づき砕石を採取するときは、採取料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により納付すべき採取料の額は、別表に定める砕石採</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 市有の土地から砕石を採取しようとする者（以下「申請人」という。）は、願書に、場所区域、面積、採取量、<u>採取期間</u>を明示した書面を付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>(調査)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、土地の管理について支障の有無及び付近の人畜、土地、建物、工作物、農作物<u>あるいは交通等</u>に与える影響その他に関し必要な調査をしなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第5条 市長は、<u>前条に定める</u>調査の結果支障がないと認めるときは、申請人に対し必要な条件を付して砕石採取の許可をしなければならない。</p> <p>2 前項の許可を行うに当たっては、市長は、あらかじめ市議会所管委員会の意見を<u>きく</u>ことができる。</p> <p><u>(採取料)</u></p> <p>第7条 <u>砕石の採取料は、1立方メートル価格に契約期間における総採取量を乗じたものとし、1立方メートル当たりの価格は、別表の算定要領により算出する。</u></p> <p>2 <u>前項に定める採取料は、当該採取料に100分の108を乗じて得た額</u></p>

取料算定要領により算出した1立方メートル当たりの価格に前2条の規定による許可の期間における総採取量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(採取料の徴収方法)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により採取を許可したときは、直ちに採取料の納額告知書を申請人に交付するものとする。

2 納付した採取料は、これを還付しない。ただし、市の都合により碎石採取の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する日以後の分は、還付する。

(権利の譲渡禁止)

第10条 碎石採取の許可を受けた者は、碎石採取に関する権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(無許可の採取)

第11条 許可を受けず市有の土地から採取した者があるときは、市長は、これを中止させ、その損害を賠償させることができる。

とする。この場合において、10円未満の額は四捨五入するものとする。

(採取料の徴収方法)

第8条 市長は、採取を許可したときは、直ちに採取料の納額告知書を申請人に交付するものとする。

2 納付した採取料は、これを還付しない。ただし、市の都合により採取の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する日以後の分は、還付する。

(権利の譲渡禁止)

第10条 採取の許可を受けた者は、採取に関する権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(無許可の採取)

第11条 許可を受けず市有の土地から採取した場合、市長は、これを中止させ、その損害を賠償させることができる。

別表（第7条関係）

砕石採取料算定要領（1立方メートル当たり）

算式 $X = F \times (A / (1 + N \times P + R) - B)$

ただし、X=採取料 1立方メートル当たり価格

F=生産歩合（利用率）

A=製品 1立方メートル当たり価格

N=資本回収期間

P=利率（月）

R=企業利益率

B=製作費（雑費を含む。）

別表（第7条関係）

1 砕石採取料算定要領（1立方メートル当たり）

算式 $X = F \times (A / (1 + N \times P + R) - B)$

ただし X=採取料 1立方メートル当たり価格

F=生産歩合（利用率）

A=製品 1立方メートル当たり価格

N=資本回収期間

P=利率（月）

R=企業利益率

B=製作費（雑費を含む。）

(第8条関係)

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、前条の規定により契約を締結したときは、別表に定める使用料に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を市に納付するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該額を四捨五入するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、前条の規定により契約を締結したときは、別表に定める使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を市に納付するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該額を四捨五入するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(第9条関係)

中間市営都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則 (第1条・第2条)</u></p> <p><u>第2章 公園の管理 (第3条-第14条)</u></p> <p><u>第3章 雑則 (第15条-第21条)</u></p> <p><u>第4章 罰則 (第22条-第24条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(設置、変更及び廃止)</p> <p>第2条 都市公園 (以下「公園」という。)を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は廃止するときは、市長は、<u>当該公園</u>の名称、所在地、区域 (公園を廃止する場合を除く。) <u>その他必要と認める事項</u>を公示しなければならない。</p> <p>2 <u>公園</u>の名称及び位置については、市長が別に定める。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において<u>次に掲げる行為</u>をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金<u>その他これら</u>に類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする<u>場合</u>も同様とする。</p>	<p>(設置、変更及び廃止)</p> <p>第2条 都市公園 (以下「公園」という。)を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は廃止するときは、市長は<u>当該公園</u>の名称、所在地、区域 (公園を廃止する場合を除く。) <u>その他必要と認める事項</u>を公示しなければならない。</p> <p>2 <u>都市公園</u>の名称及び位置については、市長が別に定める。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、<u>次の各号</u>に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金<u>その他これ等</u>に類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする<u>とき</u>も同様とする。</p>

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7)・(8) (略)

(9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為を
すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設（市で管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

(公園施設の設置又は管理の許可及び変更の申請)

第8条 公園施設の設置又は管理をしようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 立入禁止区域に立入ること。

(7)・(8) (略)

(9) その他公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設（市で管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）別表第1のとおりとする。

2 (略)

(公園施設の設置、管理の許可及び変更の申請)

第8条 公園施設の設置若しくは管理又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(占有の許可及び変更の申請)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有しようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更事項とは、次に掲げるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(申請者の資格)

第11条 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有の申請者は、市内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならない。ただし、市長において特に認めた者は、この限りでない。

(連帯保証人)

第12条 (略)

(使用料)

第13条 公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占有若しくは制限行為の実施の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付すべき使用料の額は、別表第2金額欄に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10

(占有の許可及び変更申請)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有し、又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に定める様式の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の軽易な変更事項とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替

(申請者の資格)

第11条 公園施設の設置若しくは管理、又は公園の占有の申請者は、市内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならない。ただし、市長において特に認めた者は、この限りではない。

(保証人等)

第12条 (略)

(使用料)

第13条 公園施設の設置若しくは管理及び公園の占有並びに制限行為の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、当該使用料に100分の108を乗じて得たとする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。

円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(権利の譲渡禁止等)

第15条 公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料公園施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条又は第9条の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占有に関する工事に着手し、又はその工事を完了したとき。

(2) 第8条又は第9条の許可を受けた者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。

(3) 第8条又は第9条の許可を受けた者が法第10条第1項の規定

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(権利の譲渡禁止等)

第15条 公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可、又は有料公園施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸若しくは担保に供してはならない。

(届出)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条又は第9条の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事に着手し、又はその工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状

により公園を原状に回復したとき。

- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) (略)

(使用料の徴収)

第17条 使用料の徴収は、次に定めるところによる。

- (1) 年をもって定めるものは、年度の初めにおいて1年分を徴収する。ただし、その年度において1年に満たないものについては月割りとし、1月に満たない日数については1月として計算し、初年度分は許可の時に徴収する。
- (2) 月又は日をもって定めるものは、許可の時に全額を徴収する。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(公園予定地等についての準用)

第20条 この条例の規定は、法第33条第1項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第21条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

に回復したとき。

- (4) 法第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) (略)

(使用料の徴収)

第17条 使用料の徴収は、次の区分による。

- (1) 年をもって定めるものは、年度の初めにおいて1年分を徴収する。ただし、その年度において1年に満たないものについては月割とし、1月に満たない日数については1月として計算し、初年度分は許可のとき徴収する。
- (2) 月又は日をもって定めるものは、許可のとき全額を徴収する。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。

(公園予定地等についての準用)

第20条 この条例の規定は、法第23条第1項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第21条 この条例の施行につき必要な事項は市長が定める。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

(1)・(2) (略)

別表第2 (第13条関係)

(2) 公園の使用料

区分	単位	金額
電柱類	中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号） <u>別表</u> の例により算定した額	
共架電線その他上空に設ける線類		
地下電線その他地下に設ける線類		
地下埋設管		
郵便差出箱		
公衆電話所		
変圧塔、鉄塔、その他これらに類するもの		

(過料)

第22条 次の各号の一に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

(1)・(2) (略)

別表第2 (第13条関係)

(2) 都市公園の使用料

区分	単位	金額
電柱類	中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号） <u>の別表</u> の例により算定した額	
共架電線その他上空に設ける線類		
地下電線その他地下に設ける線類		
地下埋設管		
郵便差出箱		
公衆電話所		
変圧塔、鉄塔、その他これらに類するもの		

(略)

注 1 平方メートル未満の端数は、これを切り上げる。

(3) 公園施設の使用料

区分	単位		金額
貸船	<u>1隻</u>	30分	300円
		超過10分 <u>ごと</u>	100円

野球場及び庭球場の使用料については、中間仰木彬記念球場設置条例（昭和53年中間市条例第22号）及び中間市庭球場使用条例（昭和52年中間市条例第26号）による。

(略)

注 1 平方メートル未満の端数は切上げる。

(3) 公園施設の使用料

区分	単位		金額
貸船	<u>1そう</u>	30分	300円
		超過10分 <u>毎に</u>	100円

野球場及び庭球場の使用料については、中間仰木彬記念球場設置条例（昭和53年中間市条例第22号）及び中間市庭球場使用条例による。

(第10条関係)

中間市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(第11条関係)

中間市地域下水処理施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 地域下水処理施設の使用料は、次の<u>表に定めるところ</u>により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 地域下水処理施設の使用料は、次の<u>各号</u>により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 使用者は、翌月末日までに、<u>当該月分の使用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用料を</u>、翌月末日までに<u>その当該月分</u>を納付しなければならない。</p>
<p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第10条 使用者が排出した汚水量の認定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第10条 使用者が排出した汚水量の認定は、次の<u>各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 地域下水処理施設又は附属設備その他の物件を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、<u>この限りでない</u>。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 地域下水処理施設若しくは附属設備その他の物件をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは<u>この限りでない</u>。</p>

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

(第12条関係)

中間市立学校施設使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 施設を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、次に掲げる事項を記載し、あらかじめ中間市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1) 使用者の団体並びに住所及び氏名</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第3条 委員会は、使用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会が管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p>第4条 委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 施設を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、次に掲げる事項を記載し、あらかじめ中間市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1) 使用者の団体及び住所、氏名</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第3条 委員会は、使用希望者が、<u>次の各号の一</u>に該当する場合は、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物若しくは附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) <u>その他委員会が管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p>第4条 委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、<u>次の各号の一</u>に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(使用料の減免)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により、使用することができなくなったとき。

(2) 事前に使用の取消し又は変更を申し出た場合において、委員会が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 使用に際し、建物、附属設備、器具その他工作物等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) (略)

(2) その他委員会が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、返還することができる。

(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。

(2) 事前に使用の取消し、又は変更を申し出た場合において、委員会が相当の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用を終ったとき、又は使用許可を停止させられたときは直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 使用に際し、建物、附属設備、器具その他工作物等を損傷、汚損又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

2 施設利用中に使用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が発生したときは、使用者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(その他)

第11条 施設の使用に関する事務は、委員会が行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

別表（第5条関係）

施設名	使用料	
屋内運動場（体育館・武道場）	1時間当たり（1時間未満は1時間とする。）	400円
夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合	
	1時間当たり（1時間未満は1時間とする。）	1,320円

2 施設利用中に使用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が発生したときは、使用者はこれに係る一切の責めを負わなければならない。

(その他)

第11条 施設の使用に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は委員会が別に定める。

別表（第5条関係）

施設名	使用料	
屋内運動場（体育館・武道場）	1時間当たり（1時間未満は1時間とする。）	390円
夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合	
	1時間当たり（1時間未満は1時間とする。）	1,300円

(第13条関係)

中間市生涯学習センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会は、生涯学習センターの使用について、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(使用の条件)</p> <p>第5条 委員会は、前条第1項の<u>規定により</u>使用の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用条件を変更し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。</u>この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、委員会は、<u>その賠償その他の責めを負わない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会は、生涯学習センターの使用について、<u>次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(使用の条件)</p> <p>第5条 委員会は、前条第1項の使用の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 委員会は、<u>次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し、使用条件の変更、使用制限若しくは停止、又は退去させることができる。</u>この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、委員会は<u>その賠償その他の責を負わない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p>

(使用料)

第7条 生涯学習センターの使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 (略)

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、市又は委員会が主催し、若しくは共催する行事に生涯学習センターを使用するとき又は特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 (略)

(損害賠償等)

第11条 使用者が生涯学習センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(使用料)

第7条 生涯学習センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 (略)

3 既納の使用料は還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、市又は委員会が主催若しくは共催する行事に生涯学習センターを使用するとき、及び委員会が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用許可を取消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 (略)

(損害賠償等)

第11条 使用者が生涯学習センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損若しくは滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者の責に帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責を負わなければならない。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の状況)

第14条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他委員会が定めるところに従い、生涯学習センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 (略)

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の状況)

第14条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、生涯学習センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 (略)

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第1（第7条、第15条関係）

室別使用料金表

区分 ＼ 室名等	使用料	冷暖房料	備考	
		（1時間当たり）	面積	収容人員
第1研修室	440円/時	440円	86平方メートル	43人
	660円/時			
第2研修室	330円/時	440円	65平方メートル	31人
	500円/時			
第3研修室	440円/時	440円	98平方メートル	37人
	660円/時			
第4研修室	330円/時	440円	67平方メートル	31人
	500円/時			

第17条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

別表第1（第7条関係）

中間市生涯学習センター室別使用料金表

区分 ＼ 室名等	使用料	冷暖房料	備考	
		（1時間当たり）	面積	収容人員
第1研修室	430円/時	430円	86平方メートル	43人
	650円/時			
第2研修室	320円/時	430円	65平方メートル	31人
	490円/時			
第3研修室	430円/時	430円	98平方メートル	37人
	650円/時			
第4研修室	320円/時	430円	67平方メートル	31人
	490円/時			

視聴覚室	440円/時	440円	97平方メートル	37人
	660円/時			
工芸実習室	330円/時	440円	86平方メートル	25人
	500円/時			
陶芸窯	本焼	6,600円/回		
(電気窯)	素焼	3,300円/回	—	—
和室1	330円/時	330円	15畳	30人
	500円/時			
和室2	330円/時	330円	20畳	40人
	500円/時			
多目的ホ	330円/時	440円	95平方メートル	50人

視聴覚室	430円/時	430円	97平方メートル	37人
	650円/時			
工芸実習室	320円/時	430円	86平方メートル	25人
	490円/時			
陶芸窯	本焼	6,480円/回		
(電気窯)	素焼	3,240円/回	—	—
和室1	320円/時	320円	15畳	30人
	490円/時			
和室2	320円/時	320円	20畳	40人
	490円/時			
多目的ホ	320円/時	430円	95平方メートル	50人

ール	500円/時				
体育館	全 面	330円 /時	空調設備な し	526平方メー トル	600人
		660円 /時			
	半 面	160円 /時			
		330円 /時			
	卓 球	110円 /時			
		220円 /時			
	走 路	50円/ 時			
		110円 /時			

備考 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
別表第2（第7条、第15条関係）

ール	490円/時				
体育館	全 面	320円 /時	空調設備な し	526平方メー トル	600人
		650円 /時			
	半 面	160円 /時			
		320円 /時			
	卓 球	110円 /時			
		220円 /時			
	走 路	50円/ 時			
		110円 /時			

備考 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
別表第2（第7条関係）

スポーツ以外の体育館使用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,080円	4,620円	7,700円	7,700円	10,780円	15,400円

備考 市外居住者が使用するときは、10割加算した額とする。

スポーツ以外の体育館使用料金表

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,020円	4,540円	7,560円	7,560円	10,580円	15,120円

備考 市外居住者が使用するときは、10割加算した額とする。

(第14条関係)

中間市中央公民館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項の規定に基づき、中間市中央公民館（以下「公民館」という。）の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(位置及び区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。</p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、<u>20人</u>以内とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを<u>解囑</u>することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 既に納入された使用料は、<u>返還</u>しない。ただし、特別の事情</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。<u>以下「法」という。</u>）第24条及び第30条第2項の規定に基づき、中間市中央公民館（以下「公民館」という。）の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(位置及び区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公民館の事業の対象となる区域 <u>（以下「対象区域」という。）</u>は、市の全地域とする。</p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は<u>20人</u>以内とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを<u>解職</u>することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 既に納入された使用料は<u>返還</u>しない。ただし、特別の事情が</p>

がある場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

別表第1 (第5条関係)

室別使用料金表

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人員
講堂	770円	1,100円	221平方メートル	約206人
視聴覚室	280円	440円	48平方メートル	約30人
茶室	280円	440円	28平方メートル	約18人
和室	440円	660円	60平方メートル	約42人
調理実習室	440円	660円	100平方メートル	約36人
第1研	440円	660円	100平方メートル	約72

ある場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

別表第1 (第5条関係)

中間市中央公民館室別使用料金表

区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人員
講堂	760円	1,080円	221平方メートル	約206人
視聴覚室	270円	430円	48平方メートル	約30人
茶室	270円	430円	28平方メートル	約18人
和室	430円	650円	60平方メートル	約42人
調理実習室	430円	650円	100平方メートル	約36人
第1研	430円	650円	100平方メートル	約72

修室			ル	人
第 2 研 修室	280円	440円	45平方メー トル	約24 人
第 3 研 修室	440円	660円	61平方メー トル	約45 人
第 4 研 修室	280円	440円	29平方メー トル	約16 人

別表第 2 (第 5 条関係)

陶芸室使用料金表

区分 室名等		使用料	備考	
			面積	収容人員
陶芸室		110円/時	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼	6,600円/回	—	—
(電気窯)	素焼	3,300円/回	—	—

修室			ル	人
第 2 研 修室	270円	430円	45平方メー トル	約24 人
第 3 研 修室	430円	650円	61平方メー トル	約45 人
第 4 研 修室	270円	430円	29平方メー トル	約16 人

別表第 2 (第 5 条関係)

中間市中央公民館陶芸室使用料金表

区分 室名等		使用料	備考	
			面積	収容人員
陶芸室		110円/時	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼	6,480円/回	—	—
(電気窯)	素焼	3,240円/回	—	—

(第15条関係)

中間市庭球場使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康増進と体育振興を図るため、<u>中間市庭球場</u>を設置する。</p> <p>2 <u>中間市庭球場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康増進と体育振興を図るため、<u>庭球場</u>を設置する。</p> <p>2 <u>庭球場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員会は、次の<u>各号のいずれかに</u>該当するときは、庭球場の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員会は、次の<u>各号の一</u>に該当するときは、庭球場の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(使用期間及び使用時間)</p> <p>第3条 使用期間及び使用時間は、<u>次の</u>とおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(使用期間及び使用時間)</p> <p>第3条 使用期間及び使用時間は<u>次の</u>とおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(使用料)</p> <p>第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表第1から別表第3までに定める区分により、使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表第1、別表第2及び別表第3に定める区分により、使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(使用料の還付)

第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) (略)
- (2) 事前に使用の許可の取消し又は変更を申し出た場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。
- (3) (略)

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 法令、条例若しくは条例に基づく規則又は使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) (略)

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会は、その責めを負わない。ただし、前項第4号に該当する場合はを除く。

(使用料の還付)

第5条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) (略)
- (2) 事前に使用の取消し、又は変更を申し出た場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。
- (3) (略)

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を取り消し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他に危害を及ぼし又は迷惑となる行為をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取り消し)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 第2条第2項各号の一に該当する事由が生じたとき。
- (3) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則、又は使用許可の条件に違反したとき。
- (4) (略)

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会はその責めを負わない。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 使用者が施設設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用する権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付すること

い。

(損害賠償)

第9条 使用者が施設設備を破損若しくは滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(使用する権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することが

ができる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第4条、第14条関係)

庭球場使用料金表

テニスコート一面につき	時間		9時	11時	13時	15時	17時	19時	全日
	区分		～11時	～13時	～15時	～17時	～19時	～21時	
一般	ジョイパルなかま	1,060円						8,580円	
	屋島	400円						3,300円	
小中高	ジョイパルなかま	530円						4,290円	

できる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

別表第1 (第4条関係)

庭球場使用料金表

テニスコート一面につき	時間		9時	11時	13時	15時	17時	19時	全日
	区分		～11時	～13時	～15時	～17時	～19時	～21時	
一般	ジョイパルなかま	1,040円						8,420円	
	屋島	390円						3,240円	
小中高	ジョイパルなかま	520円						4,210円	

	生	屋島	190円	1,980円
--	---	----	------	--------

備考

- 1 上記使用料（全日を除く。）は、各時間帯2時間当たりの金額とする。
- 2 市民以外の者が使用するとき、10割を加算した額とする。
- 3 特別の理由による時間外の使用は、9時から11時までの料金に準じた額とする。

別表第2（第4条、第14条関係）

夜間照明使用料

区分 ＼ 時間	市内	市外
	1時間	530円

別表第3（第4条、第14条関係）

壁打ち使用料

区分 ＼	市内	市外

	生	屋島	190円	1,940円
--	---	----	------	--------

備考

- 1 上記使用料（全日を除く。）は、各時間帯2時間当たりの金額とする。
- 2 市民以外の者が使用するとき10割を加算した額とする。
- 3 特別の理由による時間外の使用は、9時から11時までの料金に準じた額とする。

別表第2（第4条関係）

夜間照明使用料

区分 ＼ 時間	市内	市外
	1時間	520円

別表第3（第4条関係）

壁打ち使用料

区分 ＼	市内	市外

時間		
1 時間	140円	290円

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

時間		
1 時間	140円	280円

備考 1 時間未満は1 時間とみなす。

(第16条関係)

中間仰木彬記念球場設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 既に納入した使用料は、<u>還付</u>しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を還付することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会は、<u>その責めを負わない</u>。ただし、同項第4号のときは、この限りでない。</p> <p><u>(使用する権利の譲渡等の禁止)</u></p> <p>第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸する<u>ことができ</u>ない。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第16条 既納の利用料金は、<u>還付</u>しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>別表第1 (第5条、第15条関係)</u> <u>野球場使用料</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 既に納入した使用料は<u>還付</u>しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を還付することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会は<u>その責めを負わない</u>。ただし、同項第4号のときは、この限りでない。</p> <p><u>(使用する権利譲渡等の禁止)</u></p> <p>第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸する<u>ことはでき</u>ない。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第16条 既納の利用料金は<u>還付</u>しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>別表第1 (第5条関係)</u> <u>野球場使用料</u></p>

時間 区分	午前 6 時から 午前 8 時 30 分 まで	午前 9 時から 午前 11 時 30 分 まで	午前 11 時 30 分 から午 後 2 時 まで	午後 2 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時から 午後 7 時 30 分 まで	午後 7 時 30 分 から午 後 10 時 まで
市内	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
市外	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円

備考

- 1 高等学校の生徒以下の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の半額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。

別表第2（第5条、第15条関係）

夜間照明使用料

区分	使用料の額	備考
----	-------	----

時間 区分	午前 6 時から 午後 8 時 30 分 まで	午前 9 時から 午前 11 時 30 分 まで	午前 11 時 30 分 から午 後 2 時 まで	午後 2 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時から 午後 7 時 30 分 まで	午後 7 時 30 分 から午 後 10 時 まで
市内	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円
市外	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円

備考

- 1 高等学校の生徒以下の者が使用する場合はこの表に定める使用料の額の半額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。

別表第2（第5条関係）

夜間照明使用料

区分	使用料の額	備考
----	-------	----

	市内	市外	
30分 間	3,300円	3,960円	使用時間が30分に満たない場合は、 30分とする。

別表第3（第5条、第15条関係）

その他の使用料

（略）

	市内	市外	
30分 間	3,150円	3,780円	使用時間が30分に満たない場合は、 30分とする。

別表第3（第5条関係）

その他の使用料

（略）

(第17条関係)

中間市市民会館設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、ハーモニーホールの使用について、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設、附属設備<u>その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、<u>若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。</u>この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、<u>その損害その他の責めを負わない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、ハーモニーホールの使用について、次の各号の<u>一</u>に該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設、附属設備、<u>その他の器具備品等をき損し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の使用料は<u>還付しない</u>。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(使用許可の取り消し)</u></p> <p>第8条 市長は、使用者が次の各号の<u>一</u>に該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、<u>又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。</u>この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は<u>その賠償その他の責めを負わない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償等)

第10条 使用者がハーモニーホールの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、ハーモニーホールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類 (身体障害者補助犬法 (平成14年法律第49号) 第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。) を携行する者

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められる者

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償等)

第10条 使用者が、ハーモニーホールの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損若しくは滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときはこの限りではない。

2 使用者の責に帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責を負わなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号の一つに該当すると認められる者に対しては、ハーモニーホールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類 (盲導犬を除く。) を携行する者

(3) (略)

(4) その他施設の管理上支障があると認められる者

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

		時 ま で)	時 ま で)	時 ま で)	時 か ら 17 時 ま で)	時 か ら 22 時 ま で)	時 ま で)	
大 ホ ー ル	平 日	10,56 0	15,84 0	18,48 0	23,76 0	30,89 0	40,39 0	8,910
	土 ・ 日 曜 日 ・ 休 日	13,20 0	19,80 0	23,76 0	29,70 0	39,20 0	51,09 0	
小 ホ ー ル	平 日	5,280	7,920	9,900	11,88 0	16,10 0	20,85 0	3,080
	土 ・ 日 曜 日 ・	6,600	9,900	12,54 0	14,91 0	20,20 0	26,13 0	

		時 ま で)	時 ま で)	時 ま で)	時 か ら 17 時 ま で)	時 か ら 22 時 ま で)	時 ま で)	
大 ホ ー ル	平 日	10,37 0	15,55 0	18,14 0	23,33 0	30,33 0	39,66 0	8,750
	土 ・ 日 曜 日 ・ 休 日	12,96 0	19,44 0	23,33 0	29,16 0	38,49 0	50,16 0	
小 ホ ー ル	平 日	5,180	7,780	9,720	11,66 0	15,81 0	20,48 0	3,020
	土 ・ 日 曜 日 ・	6,480	9,720	12,31 0	14,64 0	19,83 0	25,66 0	

	休日							
楽屋 1		1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	220
楽屋 2 (和室)		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110
楽屋 3		400	530	790	790	1,190	1,590	110
楽屋 4		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	110
控室		400	530	790	790	1,190	1,590	110
パントリー		1,060	1,590	1,980	2,370	3,170	4,230	110
展示ロビー		660	930	1,190	1,460	1,840	2,500	—
展示室 (ギャラリー)		3,170	4,620	5,940	7,000	9,500	12,400	440
特別会議室		3,830	5,670	7,130	8,580	11,490	14,910	660

	休日							
楽屋 1		1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	220
楽屋 2 (和室)		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110
楽屋 3		390	520	780	780	1,170	1,560	110
楽屋 4		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110
控室		390	520	780	780	1,170	1,560	110
パントリー		1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	110
展示ロビー		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	—
展示室 (ギャラリー)		3,110	4,540	5,830	6,870	9,330	12,180	430
特別会議室		3,760	5,570	7,000	8,420	11,280	14,640	650

会議室 1 (2 F)	1,460	2,110	2,770	3,170	4,360	5,670	220
会議室 2 (3 F)	1,320	1,980	2,640	3,030	4,230	5,410	220
会議室 3 (3 F)	930	1,320	1,710	1,980	2,770	3,560	220
会議室 4 (3 F・ 舞台付和 室)	1,590	2,370	2,900	3,560	4,760	6,200	330
会議室 5 (3 F) 茶室	790	1,190	1,460	1,840	2,370	3,030	110
和室 1	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
和室 2	400	530	790	790	1,190	1,590	110

会議室 1 (2 F)	1,430	2,070	2,720	3,110	4,280	5,570	220
会議室 2 (3 F)	1,300	1,940	2,590	2,980	4,150	5,310	220
会議室 3 (3 F)	910	1,300	1,680	1,940	2,720	3,500	220
会議室 4 (3 F・ 舞台付和 室)	1,560	2,330	2,850	3,500	4,670	6,090	320
会議室 5 (3 F) 茶室	780	1,170	1,430	1,810	2,330	2,980	110
和室 1	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
和室	390	520	780	780	1,170	1,560	110

和室 3	530	790	930	1,190	1,590	1,980	110
附属設備、備品等	規則で定める額						

(1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300。ただし、入場料の最高額が3,000円以上徴収する大ホール、小ホール、展示ロビー又は展示室の使用をする場合には、適用しない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからエまでに定める率

- 4 前項の場合においては、第2項の規定は、適用しない。
- 5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区	超過使用料の額	摘要
------	---------	----

2							
和室 3	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
附属設備、備品等	規則で定める額						

(1) 使用者が営利目的として使用する場合 100分の300を乗ずる。ただし、入場料の最高額が3,000円以上徴収する大ホール、小ホール、展示ロビー、展示室の使用をする場合には適用しない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合次に掲げる率を乗じた額とする。

- 4 前項の場合においては、第2項の規定は適用しない。
- 5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区	超過使用料の額	摘要
------	---------	----

分		
12 時から 13 時まで	使用区分の 9 時から 12 時までの欄に定める基本使用料の額を 3 で除して得た額	備考 2 又は備考 3 に規定する使用における超過使用料は、 <u>この表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるところにより得た額</u> にそれぞれ備考 2 各号又は備考 3 に規定する率を乗じて得た額とする。
17 時から 18 時まで	使用区分の 18 時から 22 時までの欄に定める基本使用料の額を 4 で除して得た額	
22 時から 9 時まで	使用区分の 18 時から 22 時までの欄に定める基本使用料の額を 4 で除して得た額に 100 分の 120 を乗じて得た額	

6 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間とみなして計算する。

8 ハーモニーホールを 2 日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

分		
12 時から 13 時まで	使用区分の 9 時から 12 時までの欄に定める基本使用料の額を 3 で除して得た額	備考 2 又は備考 3 に規定する使用における超過使用料は、 <u>左記の区分で得た額</u> にそれぞれ備考 2 各号又は備考 3 に規定する率を乗じて得た額とする。
17 時から 18 時まで	使用区分の 18 時から 22 時までの欄に定める基本使用料の額を 4 で除して得た額	
22 時から 9 時まで	使用区分の 18 時から 22 時までの欄に定める基本使用料の額を 4 で除して得た額に 100 分の 120 を乗じて得た額	

6 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間とみなして計算する。

8 市民会館を 2 日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

(第18条関係)

中間市体育文化センター使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可等)</p> <p>第4条 体育文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</u></p> <p><u>(使用の不許可)</u></p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会において管理上支障があり又は適当でないと認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 体育文化センターの使用時間を超えて使用する場合の使用料、舞台練習又は舞台準備のため舞台面(ステージ)のみを使用する場合の使用料並びに冷暖房装置及び備品その他の<u>附属設備</u>の使用料は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>前2項</u>の使用料は、前納しなければならない。</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p>第4条 体育文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p><u>(使用上の不許可)</u></p> <p>第6条 委員会は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他委員会において管理上支障があり又は適当でないと認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 体育文化センターの使用時間を超えて使用する場合の使用料、舞台練習又は舞台準備のため舞台面(ステージ)のみを使用する場合の使用料並びに冷暖房装置及び備品その他の<u>付属設備</u>の使用料は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>前項</u>の使用料は、前納しなければならない。</p>

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において委員会が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を返還することがある。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、使用期間中は、その使用に係る建物及び附属設備等の施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、又は退場を命ずることがある。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用許可の取消し等)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の条件を変更し、使用を制限若しくは停止し、又は退去させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(4)・(5) (略)

(6) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により市又は委員会において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者（使用の許可を取り消さ

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において委員会が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を返還することがある。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、使用期間中はその使用に係る建物及び附属設備等の施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を禁止し、又は退場を命ずることがある。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理上支障があると認める者

(使用許可の取り消し等)

第14条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の条件を変更し、使用を制限若しくは停止し、又は退去させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条各号の一に該当する事由が生じたとき。

(4)・(5) (略)

(6) 公用又は、管理上その他やむを得ない事由により市又は委員会において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者（使用の許可を取り消さ

れた者を含む。以下同じ。)が損害を受けても、市又は委員会は、賠償その他の責めを負わない。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第20条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第21条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

れた者を含む。以下同じ。)が損害を受けても市又は委員会は賠償その他の責めを負わない。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第20条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第21条 既に納入された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

別表第1 (第8条、第20条関係)

体育文化センター使用料

スポーツ部門使用料	区分		一般	高・中・小校生
	共用	卓球	1式	400円
1回				
(2時間以内)				
バドミントン		1面	400円	320円
		1回		
		(2時間以内)		
バレーボール 軟式テニス バスケットボール		1面	790円	640円
		1回		
		(2時間以内)		
専	午前の部	9時～12時	3,960円	

別表第1 (第8条関係)

体育文化センター使用料

スポーツ部門使用料		区分		一般	高・中・小校生
		共用	卓球	1式	390円
1回					
(2時間以内)					
バドミントン	1面		390円	310円	
	1回				
	(2時間以内)				
バレーボール 軟式テニス バスケットボール	1面		780円	630円	
	1回				
	(2時間以内)				
専	午前の部		午後の部	夜間の部	

	用	午後の部	13時～17時	5,940円
		夜間の部	18時～22時	7,920円

備考

- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。
- 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入とするものとする。

別表第2（第8条、第20条関係）

ホール 使用料	時間帯 種別	午前 の部	午後 の部	夜間 の部	午前 と午 後の 部	午後 と夜 間の 部	全日 の部
		9時 ～12 時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時 ～17 時	13時 ～22 時	9時 ～22 時

	用	9時～12時	13時～17時	18時～22時
		3,890円	5,830円	7,780円

備考

- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。
- 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額の5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入とするものとする。

別表第2（第8条関係）

ホール 使用料	時間帯 種別	午前 の部	午後 の部	夜間 の部	午 前 と 午 後 の 部	午 後 と 夜 間 の 部	全日 の部
		9時 ～12 時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時 ～17 時	13時 ～22 時	9時 ～22 時

基本料金	平日	A	3,960 円	6,600 円	9,240 円	9,900 円	15,18 0円	19,14 0円
		B	5,940 円	9,900 円	13,86 0円	15,18 0円	23,10 0円	29,04 0円
	土曜日 祝日	A	4,760 円	7,920 円	11,22 0円	11,88 0円	18,48 0円	21,78 0円
		B	7,130 円	11,88 0円	16,76 0円	18,48 0円	27,72 0円	34,98 0円

備考

- 1 Aは、入場料その他これに類するものを徴収しないときの基本料金とする。
- 2 Bは、入場料その他これに類するものを徴収するときの基本料金とする。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用するときは、基本料金に10割を加算した額とする。
- 4 市民以外の者が使用するときは、1から3までに定める額に10割を加算した額とする。
- 5 フロアーシート及び椅子の出し入れについては、使用者の負担とする。

基本料金	平日	A	3,890 円	6,480 円	9,070 円	9,720 円	14,90 0円	18,79 0円
		B	5,830 円	9,720 円	13,61 0円	14,90 0円	22,68 0円	28,51 0円
	土曜日 祝日	A	4,670 円	7,780 円	11,02 0円	11,66 0円	18,14 0円	21,38 0円
		B	7,000 円	11,66 0円	16,46 0円	18,14 0円	27,22 0円	34,34 0円

備考

- 1 Aは、入場料その他これに類するものを徴収しないときの基本料金
- 2 Bは、入場料その他これに類するものを徴収するときの基本料金
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用するときは、基本料金（A又はB）に10割を加算した額とする。
- 4 市民以外の者が使用するときは、1～3に10割を加算した額とする。
- 5 フロアーシート及び椅子の出し入れについては、使用者の負担とする。

別表第3（第8条、第20条関係）

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用の区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、別表第1の共用の区分については、それぞれの区分の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時までは、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の1時間当たりの使用料に定める額を加算した額とし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	別表第2夜間の部の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	別表第2午前の部の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習又は舞台準備のために舞台面（ステージ）のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料（当該区分の使用時間を超えて使用する場合は、前項の規定により算出した額）の5割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五

別表第3（第8条関係）

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、第1表の共用区分については、5割相当額を加算した額とする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時までは、次の表に定めるとおりとし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当りの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	使用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	使用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習、舞台準備のための舞台面（ステージ）のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料（当該区分の使用時間を超えて使用する時の使用料は前項の規定により算出した額）の5割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するも

入するものとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額（1時間あたり）
冷房使用料	9,350円
暖房使用料	9,900円

4 備品その他附属設備の使用料

器具名	単位	金額（4時間につき）	
フローシート	全面	1,320円	
折りたたみ椅子	500脚	未満	1,320円
		以上	2,640円
ピアノ	1台	1,980円	
金屏風	半双	1,320円	
スクリーン	1枚	660円	
放送装	アンプシステム	1式	1,980円

のとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額（1時間あたり）
冷房使用料	9,180円
暖房使用料	9,720円

4 備品その他附属設備の使用料

器具名	単位	金額（4時間につき）	
フローシート	全面	1,300円	
折りたたみ椅子	500脚	未満	1,300円
		以上	2,590円
ピアノ	1台	1,940円	
金屏風	半双	1,300円	
スクリーン	1枚	650円	
放送装	アンプシステム	1式	1,940円

置	マイク	1本	400円
	ワイヤレスマイク	1本	660円
	エコーマシン	1台	1,320円
	プレーヤー	1台	400円
	デッキ	1台	400円
照明施設	フットライト	1式	930円
	サイドスポットライト	1式	930円
	ボーダライト	1式	3,300円
	サスペンションライト	1式	2,640円
	アッパーホリゾン トライト	1式	1,590円
	ロアホリゾン トライト	1式	1,590円
	シーリングライト	1式	3,560円

置	マイク	1本	390円
	ワイヤレスマイク	1本	650円
	エコーマシン	1台	1,300円
	プレーヤー	1台	390円
	デッキ	1台	390円
照明施設	フットライト	1式	910円
	サイドスポットライト	1式	910円
	ボーダライト	1式	3,240円
	サスペンションライト	1式	2,590円
	アッパーホリゾン トライト	1式	1,560円
	ロアホリゾン トライト	1式	1,560円
	シーリングライト	1式	3,500円

	センターピンスポット ライト	1台	6,600円
--	-------------------	----	--------

(1) 使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1時間ごとに1回の使用料の3割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(2) ピアノ調律料は、実費を徴収する。

	センターピンスポット ライト	1台	6,480円
--	-------------------	----	--------

(1) 使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1時間ごとに1回の使用料の3割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(2) ピアノ調律料は、実費を徴収する。

(第19条関係)

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、使用条件の変更、使用制限若しくは<u>使用停止又は退去</u>をさせることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償その他の<u>責め</u>を負わない。 (1)～(4) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、市が<u>主催し、若しくは共催する行事</u>に交流センターを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、使用条件の変更、使用制限若しくは<u>停止又は退去</u>させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償その他の<u>責</u>を負わない。 (1)～(4) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、市が<u>主催若しくは共催する行事</u>に交流センターを使用するとき、又は市長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(損害賠償等)</p>

第13条 使用者が交流センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、当該使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責めを負わなければならない。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表（第9条、第17条関係）

区分 室名	会議室等使用料	冷暖房料	備考	
	(1時間当たり)	(1時間当たり)	面積	収容人員
会議室1	330円	220円	61平方メートル	48人
(略)				
調理室	330円	330円	42平方メートル	21人

第13条 使用者が交流センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損又は滅失したときは、当該使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者の責に帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者はこれに係る一切の責めを負わなければならない。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

別表（第9条関係）

区分 室名	会議室等使用料	冷暖房料	備考	
	(1時間当たり)	(1時間当たり)	面積	収容人員
会議室1	320円	220円	61平方メートル	48人
(略)				
調理室	320円	320円	42平方メートル	21人

備考 宿泊時の使用料金は、午後6時から翌日の午前8時までの実
使用時間とする。

備考 宿泊時の使用料金は、午後5時から翌日の午前8時30分まで
の実使用時間とする。

(第20条関係)

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(メーターの使用料)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する使用料の額は、<u>同項の表使用料月額欄に掲げる額に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、<u>その端数を切り捨てるものとする</u>。</p> <p>(口径別納付金)</p> <p>第50条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する納付金の額は、<u>同項の表納付金欄に定める額に100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、<u>その端数を切り捨てるものとする</u>。</p>	<p>(料金)</p> <p>第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(メーターの使用料)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、<u>当該使用料に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは<u>その端数を切り捨てるものとする</u>。</p> <p>(口径別納付金)</p> <p>第50条の2 (略)</p> <p>2 前項に定める納付金は、<u>当該納付金に100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは<u>その端数を切り捨てるものとする</u>。</p>

(第21条関係)

中間市立病院使用料及び手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料の種類)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手数料 診断書料、諸証明書料</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法 <u>(平成20年厚生労働省告示第59号) 別表第1 医科診療報酬点数表</u> (以下この項において「<u>診療報酬点数表</u>」という。) 及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号) <u>別表食事療養及び生活療養の費用額算定表</u>により算定した額による。</p> <p>(2) 業務上又は公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。) についての療養に要する費用の額は、<u>診療報酬点数表</u>の1点の単価を11円50銭として算定する。</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) の規定による被害者等、自動車の運行による交通災害について、<u>前2号</u>によらざる場合の療養に要する費用の額は、<u>診療報酬点数表</u>の1点の単価を20円として算定する。</p> <p>(4) <u>前3号</u>により難い病室の使用料は、次に定める額とする。 特室A (個室) 1日につき 5,000円</p>	<p>(使用料及び手数料の種類)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手数料 <u>処方箋料</u>、診断書料、諸証明書料</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 使用料の額は、<u>次の各号</u>により算定する。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法 <u>(平成18年厚生労働省告示第92号) の別表第1 医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準</u> (平成18年厚生労働省告示第99号) <u>の別表食事療養の費用額算定表</u>により算定した額による。</p> <p>(2) 業務上又は公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡) についての療養に要する費用の額は、<u>診療報酬点数表</u>の1点の単価を11円50銭として算定する。</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) の規定による被害者等、自動車の運行による交通災害について、<u>前各号</u>によらざる場合の療養に要する費用の額は<u>診療報酬点数表</u>の1点の単価を20円として算定する。</p> <p>(4) <u>前各号</u>によりがたい病室の使用料は、次に定める額とする。 特室A (個室) 1日につき 5,000円</p>

特室B（個室） 1日につき 4,000円

特室C（2人室） 1人1日につき 2,000円

(5) (略)

(6) 選定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金は、当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額とする。

(7) (略)

2 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 諸証明書料 300円以上1,000円以下

3 前2項に定める使用料及び手数料は、当該使用料及び手数料に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第4条 市長は、特別の事由があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項第4号の使用料は、徴しないものとする。

(1)～(3) (略)

(使用料及び手数料の納期限)

第5条 使用料及び手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、延納又は分納させ

特室B（個室） 1日につき 4,000円

特室C（2人室） 1人1日につき 2,000円

(5) (略)

(6) 選定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金 当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額

(7) (略)

2 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 証明書料 300円以上1,000円以下

3 前2項に定める使用料及び手数料は、当該使用料及び手数料に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第4条 市長は特別の事由があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免することができる。

2 次の各号の一に該当するものについては、前条第1項第4号の使用料は徴しないものとする。

(1)～(3) (略)

(使用料及び手数料の納期限)

第5条 使用料及び手数料はその都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、延納又は分納させる

ることができる。

(委任)

第6条 (略)

ことができる。

(規則への委任)

第6条 (略)